

令和5年度からの指定管理者候補者

No.5

施 設 名		美唄市東地区生活支援センター
施設所管課		保健福祉部地域包括ケア推進課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
指定管理者候補者		社会福祉法人 溪仁会 札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
1 公募によらない選定方法の理由 現在の指定管理者である社会福祉法人溪仁会は、施設の管理業務のほか東地区生活支援センター条例第3条第1号に規定する日帰り介護事業をはじめとする各種介護サービス事業の実施、市のシルバーハウジングの生活援助員派遣事業を受託するなど各種の事業を行っている。これら事業については、利用者と事業者の信頼関係が構築されており、事業者の変更等による環境の変化が利用者の心身面に著しい影響を及ぼすと考えられることから、利用者のサービス内容を熟知している社会福祉法人溪仁会に引き続き管理を代行させることが効果的かつ効率的と判断し、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 社会福祉法人溪仁会は、施設開設当時の各福祉事業を市が委託し、平成18年度からは指定管理者として管理運営を行っている。 長年の管理運営による実績、人材、ノウハウを生かした各福祉サービス事業の継続による本市の在宅サービス提供拠点施設として市との連携を図るなど、市民や利用者サービス充実に配慮した事業計画となっている。また、市内にある老人保健福祉施設を運営しており、経営状況も安定している。 利用者のサービスの内容を熟知しており、継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		